

## 有機農業の推進

【2, 436 (2, 409) 百万円】  
(平成29年度補正予算 200百万円の内数)

### 対策のポイント

有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことなどを基本とする農業で、農業の自然循環機能を大きく増進させるとともに、環境への負荷を大きく低減するものであることから、その面的拡大に向けた取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・農林水産省として、有機農業の推進に関する法律に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成26年4月公表）においては、我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増（0.4%→1%）させることを目標としています。
- ・地球温暖化防止、生物多様性保全に効果が高いが、労力等の面で規模拡大しにくい有機農業の取組面積を拡大するためには、追加的コストに着目した支援を行うとともに、安定生産のための技術継承、取組農業者の増大のための新規参入・栽培転換、販路確保のためのロット確保等の課題を解決する必要があります。
- ・また、有機JAS認証を取得した農産物・加工食品については、EU等への輸出に当たって「有機同等性」が認められており、近年、EU向けに我が国の有機食品の輸出が増加しています。

### 政策目標

全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合：1%（平成30年度）

### <主な内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2, 360 (2, 310) 百万円  
農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（有機農業など）を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

2. オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 76 (99) 百万円  
(1) オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

地域においてオーガニックビジネスの実践拠点を整備するため、有機農業者のネットワークづくり、有機農業への新規参入と慣行栽培からの転換を促進するための研修会の開催、実践拠点を核とした多品目・周年供給体制の構築、実需者との連携強化等の取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：協議会

- (2) 全国推進事業

オーガニックビジネスの実践拠点における販売戦略を企画・提案する「オーガニックプロデューサー」の選定・派遣や消費者に対する啓発活動、実需者との商談会の開催、研修受入れ農業者に対する研修会の開催等を支援します

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[平成30年度予算の概要]

3. 国際認証取得拡大緊急支援事業

(平成29年度補正予算 200百万円の内数)

農畜産物・加工食品の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得のために必要な取組等を支援します。

〔 補助率：定額、1/2  
事業実施主体：協議会等 〕

〔 お問い合わせ先：  
生産局農業環境対策課 1の事業 (03-6744-0499)  
2、3の事業 (03-6744-2114) 〕

# 有機農業の推進

有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことなどを基本とする農業で、農業の自然循環機能を大きく増進させるとともに、環境への負荷を大きく低減するものであることから、その面的拡大に向けた取組を支援します。

## 環境保全型農業直接支払交付金

2, 360 (2, 310) 百万円

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い有機農業などの営農活動を支援

### 【事業の概要】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて**地球温暖化防止**や**生物多様性保全**に効果の高い営農活動（**有機農業の取組**、カバークロープ（緑肥）の作付等）に取り組む場合に、追加的コストを支援



### 【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

30年度からの変更

国際水準GAPに取り組んでいただくことが要件となります。認証取得を求めるものではありません。

### 【交付単価※】

**有機農業に取り組む場合**：8,000円/10a  
(ただし、そば等の雑穀・飼料作物は3,000円/10a)

30年度からの変更

- 複数取組支援は廃止されます。
- 配分に当たっては、有機農業などの全国共通取組が優先されます。

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。  
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

## オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業

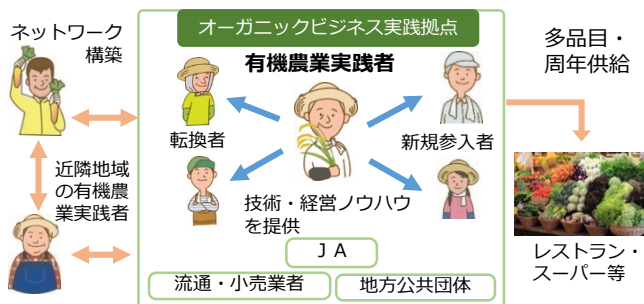
76 (99) 百万円

有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、輸出も視野に入れたマーケットインの発想を基本としたオーガニックビジネスの実践拠点づくりに対する取組を支援

### オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

補助率：定額  
事業実施主体：協議会

- ①実践拠点を核に新規の**有機農業実践者の確保・育成**や**有機農業者間のネットワークづくり**を支援
- ②複数の有機農業実践者による**多品目・周年供給体制の構築、実需者との連携強化**（定期的な意見交換）を支援
- ③有機農業新規参入者や慣行栽培からの転換者に対する**技術講習会の開催**や**土づくり技術実証**（最大2年間）を支援



### 全国推進事業

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

オーガニックビジネスの実践拠点における販売戦略を企画・提案する「**オーガニックプロデューサー**」の**選定・派遣**や、**消費者に対する啓発活動、実需者との商談会の開催、研修受入れ農業者に対する研修会の開催**等を支援

### 実践拠点の取組を支援



## 国際認証取得拡大緊急支援事業（29年度補正予算）

200百万円の内数

農畜産物・加工食品の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得のために必要な取組等を支援

補助率：定額、1/2  
事業実施主体：協議会等